

平成24年第5回佐渡市議会定例会会議録（第5号）

平成24年9月14日（金曜日）

議事日程（第5号）

平成24年9月14日（金）午前10時00分開議

第1 一般質問

第2 議案第130号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（23名）

1番	山田伸之君	2番	荒井真理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	中村良夫君	14番	村川四郎君
15番	佐藤孝君	16番	金光英晴君
18番	金子克己君	19番	根岸勇雄君
20番	近藤和義君	21番	竹内道廣君
22番	加賀博昭君	23番	岩崎隆寿君
24番	祝優雄君		

欠席議員（1名）

17番 猪股文彦君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育長	小林祐玄君	総合政策監	藤井裕士君
会計管理者	本間佳子君	総務課長	山田富巳夫君
総合政策課長	高松登君	行政改革課長	清水忠雄君
島づくり推進課長	藤井光君	世界遺産推進課長	高橋則夫君

財 務 課 長	伊	貝	秀	一	君	地 域 振 興 長	計	良	孝	晴	君
交 通 政 策 長	渡	邊	裕	次	君	市 民 生 活 長	川	上	達	也	君
税 務 課 長	田	川	和	信	君	環 境 対 策 長	児	玉	龍	司	君
社 会 福 祉 長	本	間		優	君	高 齢 福 祉 長	佐	藤	一	郎	君
農 林 水 産 長	渡	辺	竜	五	君	観 光 商 工 長	伊	藤	俊	之	君
建 設 課 長	石	塚	道	夫	君	上 下 水 道 長	和	倉	永	久	君
学 校 教 育 長	吉	田		泉	君	社 会 教 育 長	小	林	泰	英	君
両 津 病 院 長	塚	本	寿	一	君	選 挙 管 理 会 長	木	下		勉	君
監 査 委 員 長	源	田	俊	夫	君	農 業 委 員 会 長	島	川		昭	君
消 防 長	深	野	俊	之	君	総 務 機 関 課 長	本	間		聡	君

事務局職員出席者

事 務 局 長	名	畑	匡	章	君	事務局次長	村	川	一	博	君
議 事 調 査 係	中	川	雅	史	君	議事調査係	太	田	一	人	君

平成24年第5回（9月）定例会 一般質問通告表（9月14日）

順	質 問 事 項	質 問 者
13	1 領土問題（北方領土、竹島、尖閣諸島）と歴史教育に対する市長見解 2 改正離島振興法の内容と市長見解 3 庁舎建設の目途 4 原発に対する市長見解と再生可能エネルギー導入計画 5 予測される千年津波に対する対応策 6 佐渡沖資源開発と佐渡市の果たすべき役割 7 湧水調査結果の活用方策 8 いじめの現状と対策 9 人工透析患者に対する通院支援を拡充すべき 10 生活保護受給者の現状 11 船員の政策減税を求める 12 市税等未収金の推移と改善策 13 TPPに対する市長見解 14 金井コミセンのアスベスト除去工事及び耐震工事における施設使用中止期間と代替施設の計画	近 藤 和 義

午前10時00分 開議

○議長（祝 優雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（祝 優雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問並びに答弁は簡潔をお願いします。

近藤和義君の一般質問を許します。

近藤和義君。

〔20番 近藤和義君登壇〕

○20番（近藤和義君） おはようございます。民主党の近藤和義であります。本定例会最後の一般質問をいたします。

我々が返還を要求している齒舞、色丹、国後、択捉の北方四島は歴史的に見ても、国際法に照らしても疑う余地のない我が国固有の領土であります。しかるにさきの大戦から65年以上が経過した今日においてもなおロシアの不法占拠のもとに置かれていますが、これ以上歳月をかけるわけにはいきません。北方領土の早期返還実現は、日露両国関係のみならず、世界の平和と安定に寄与するものであると確信をいたします。しかし、去る7月3日、ロシアのメドベージェフ首相は、大統領在任中に続き国後島に再び足を踏み入れたことは、四島を追われた元島民を始め日本の国民の感情を逆なでするものであり、到底容認することはできません。また、この2度にわたる国後島への上陸は、我が国の北方領土返還要求を牽制し、四島の不法占拠を既成事実化をするものであり、憤怒にたえません。北方領土問題は、日本の領土の一部がロシアに不法占拠されているということにとどまらず、我が国の主権と尊厳がじゅうりんされているという極めて重要な問題であります。この解決のためには、佐渡市民の皆様とともに政府の外交交渉を強力に後押しをする市民世論の結集が必要です。全国民の悲願であります北方領土の一日も早い返還を実現し、日露平和条約を締結できますように地域、職場、家庭からこの問題を発信し続けていただき、運動の輪をさらに大きく広げていくことが肝要であります。

さて、先月10日、李明博大統領が韓国の現職大統領として初めて竹島に上陸しました。日本政府は、この不法上陸に対する抗議の意思をあらわすとともに、示すために駐韓大使をその日のうちに帰国をさせました。ところが、李大統領は14日、天皇は韓国を訪問したがっているが、独立運動で亡くなった方々を訪ね、心から謝るなら来なさいと述べたのであります。外国元首に対してこれほどの無礼は絶対にありません。竹島は明らかに日本の領土であります。しかし、韓国は戦後のどさくさに紛れて軍事占領をし、現在に至っています。これに対し、日本は憲法の制約もあり、国際司法裁判所への提訴を行うなど、逐次抗議の意思を示してきただけであります。同時に日本は韓国に支援の手を惜しまず、できる限りよき隣人であろうと最大限の努力をしてきました。しかし、努力のいかなく、結局これほど侮辱される事態に陥っています。日本はいつまで事なかれ外交を続けるのか、全く理解に苦しみます。我々は、今こそ国を守る覚悟を涵養すべきであります。

尖閣問題については、一昨年の対応が中途半端だったために国民の政治不信が高まりました。しかし、

その後武器輸出3原則の緩和、動的防衛力の整備など、以前より南西諸島の防備を強化する政策を矢継ぎ早に打ち出しており、今般成立した海上警察権の強化もその一環であります。尖閣諸島は3日前に国有化されましたが、実効支配が揺るがぬような防備を施してしまえば、きょうも中国海船が6隻領海侵犯をしています、何度他国に來られても日本の法体系に沿って処分すればよく、結果して実効支配が歴史的事実として積み重なっていくだけであります。ただし、本当に島が侵略されそうになった場合には日本にも覚悟が必要です。アメリカが日米安保条約の範囲内だと言明した以上、日中衝突が米中戦争に発展する場合があります。その際にアメリカが自国の国益を考え、戦争を回避するために日本は島を捨てろと言う可能性もあります。固有の領土である尖閣諸島を何が何でも自国で守るという主権国家としての当たり前の覚悟が、今我々日本国民に求められています。自分の領土は自分で守るしかありません。

さて、領土問題は学校で昭和史とともにしっかり教える必要があります。縄文時代や平安時代、幕末も確かに大切ですが、大正、昭和の歴史はより重要なはずで、自国の領土を他国に奪われてしまってから問題意識が高まっても全く意味がないので、正しい歴史教育が極めて重要であります。韓国の歴史教育は、日本と逆の進め方であり、まず近現代史を優先ししっかり勉強して、それが終わってからいにしへの時代を学んでいくので、皆平等意識が極めて高いのであります。中国においても抗日教育が重点的になされており、捏造された南京大虐殺記念館での学習が義務づけされていると聞いています。ロシアも同様に北方四島はロシア固有の領土としっかり教えていることを、私は現地の学校でこの目で確認しています。一刻も早く日本も世界標準の教育に改めないとなすます国際社会から取り残されてしまいます。学校の先生たちも昭和史や領土問題をほとんど学んでいないので、生徒に正しく教えることができない現状です。その結果、北方領土や竹島、尖閣諸島は譲ってしまえばよいと考える若者が実際に育ってしまっています。この平和ぼけによる負の連鎖は早急に断ち切るべきです。1つを譲れば、相手は必ず次を狙ってくることは中国の第1列島線、第2列島線が証明しています。今こそ日本は史実に基づく正しい教育を実践し、戦勝国から奪われた歴史観とかつて我が国が持っていた誇りを取り戻すべきであります。日本のゆがんだ歴史教育は国防を弱体化させています。国民の愛国心と郷土愛を諸外国並みに高めることこそ最も強い抑止力になり、国家主権を守ることになると私は確信します。

これらの問題を含めて具体的に質問します。1、領土問題（北方領土、竹島、尖閣諸島）と歴史教育に対する市長見解。

- 2、改正離島振興法の内容と市長見解。
- 3、庁舎建設の目的。
- 4、原発に対する市長見解と再生可能エネルギー導入計画。
- 5、予測される千年津波に対する対応策。
- 6、佐渡沖資源開発と佐渡市の果たすべき役割。
- 7、湧水調査結果の活用方策。
- 8、いじめの現状と対策。
- 9、人工透析患者に対する通院支援を拡充すべき。
- 10、生活保護受給者の現状。
- 11、船員の政策減税を求める。

12、市税等未収金の推移と改善策。

13、TPPに対する市長見解。

14、金井コミセンのアスベスト除去工事及び耐震工事における施設使用中止期間と代替施設の計画。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。近藤議員の一般質問にお答えをいたします。

教育はいかに重要であるかということにつきましては、特に歴史問題等につきましては重要であるかということは今中国民、あるいは韓国の国民のあの動きから見ても十分理解できるところであります。領土問題につきましては、北方領土を始め、尖閣諸島も竹島も日本固有の領土であるという日本国政府の方針にのっとり、学校現場においても堂々とそのように教えるべきであると考えております。歴史教育については、子供たちが学ぶ中で自国の歴史に自信と誇りを持てるような教育が行われるべきであり、特に近代史は現在に直接つながる重要な歴史でありますので、きちんと教えるべきであるというふうに考えております。受験のための、暗記のための事実を学ぶのではなく、そのことで愛国心に基づく本当の実力がつくというふうに考えるところであります。

離島振興法の内容及び考え方でございます。今回の離島振興法の改正につきましては、昨年から与野党による実務者協議が重ねられたところでございまして、衆参両院の全会一致をもちまして本年6月20日に法改正が成立されたところでございます。特に法改正に当たりましては、この改正点が非常に重要であります。国の離島振興に対する責務規定や離島における定住促進などが明記されたほか、人、物資の流通にかかわる経費の問題、さらには地域格差の是正の問題、そして地域間交流による大幅な人口流出防止をして定住を促進をする。さらにはこういうことを実現するために、実務大臣が現在3人、3省であったものを7人に増加をしたというようなこと、そしてさらには離島活性化交付金の新設、さらには離島特区制度に取り組むべくその道筋ができたということにつきまして、従来のハード整備に加えましてソフトに対する支援が充実をしております、まさに抜本改正に等しい内容となっているものというふうに認識をいたしているところであります。今後は改正離島振興法に基づきまして、さまざまな離島振興施策に波及することが期待できるわけであります。佐渡市といたしましても各種施策を有効活用いたしまして、離島が抱える諸問題の解決につなげていきたいと考えております。いずれにいたしましても、今回の離島活性化交付金及び離島特区制度というものが新設をされたことによりまして、本当に離島の実力あるいは熱意が試されるものだというふうに自覚をしているところでございます。

次に、庁舎建設のめどでございます。前から申し上げているとおりであります、私は庁舎建設につきましては財源と市民の理解が前提であるということを申し上げてきました。今もその考えに変わりはありません。財源につきましては、現在法改正に基づく合併特例債の延長5年について各地域審議会に諮問をいたしており、その後県協議を経て議会議決、これは3月というふうに考えておりますが、をお願いをしたいと考えております。このことによって、いわゆる財源としての合併特例債が使えるということになるわけであります。

次の市民の理解ということにつきまして理解が得られるかどうか、10月に2,000人程度の市民意向アンケート調査を実施をしたいと考えております。その結果について広く公表をし、議会のご意見等も踏まえながら、総合的に判断した上で決断をしたいと考えているところであります。

次に、原発の問題であります。これは今までも一貫してお答えをいたしているところでありますけれども、原発はやるべきではない、反対という基本的な考えであります。しかしながら、その原発を廃止をするまでの間に代替エネルギーをどうしていくのか、その裏づけをしっかりとやっていかなければならない、さらには今後再稼働するかしないかということについては論外でありまして、まず今回の原因を追及する、その徹底した検証がない限り再開というようなことについては議論すべきではないと考えているところであります。再生可能エネルギーの導入につきましては、佐渡市におきましてこれらの状況変化に的確に対応するとともに、自然と共有をするところの新エネルギーの一層の導入促進を図っていかねばならないと考えております。再生可能エネルギー導入計画につきましては、ことし6月に佐渡市の地域特性を生かした新エネルギーのより一層の導入促進を図ることを目的といたしまして、基本方針及び導入目標等を定めたところでございます。支援につきましては、佐渡市の電力事情から発電電力及び系統規模も小規模なために再生可能エネルギーの出力変動を受けやすく、現状では大規模な太陽光発電や大規模な風力発電の導入は大きな課題があるというふうに承知をいたしております。このことから、適正規模の太陽光発電等の新エネルギー導入をより一層促進するため、現在一般住宅及び事業所を対象といたしまして設置を支援をいたしているところであります。また、小水力発電につきましては、現在提案事業について新エネルギー導入促進協議会と関係課が協力をいたし、この導入可能について調査を実施をいたしております。また、国におきましても国営ダム、いわゆる国営事業の一環として調査に入るということでございますので、これを注視をしながら、佐渡に的確に入れるのかどうかを判断をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、予想される津波の問題でございます。この災害というのは津波だけではなくて、すべての災害がいつ起きても不思議ではないという心構えのもとにその対応策をとっておかなければならないというふうに考えております。特に1,000年に1度等々起こる可能性の高いというような、こういうものについても東日本の大震災以降、マスコミ等にも取り上げられておりまして、いろんな大学の先生とか、あるいはNPO等がこういうことを研究されているということも認識をいたしているところであります。去る6月26日には、県は津波浸水想定を発表いたしました。佐渡市といたしましては、このデータに基づき津波ハザードマップを作成し、今年度中に市内全世帯に配布をするという計画で今進んでいるところでございます。また、沿岸部集落の津波避難対策として、高台に設定をいたしました避難場所に通ずる避難路の整備を行うために1億3,000万円の補正予算を計上いたし、現在その取り組みを進めているところであります。その他ハード、ソフト両面にわたりましてこの津波対策を含めた防災対策について検討をしているわけでありまして、特に議員のほうからご指摘のございました集落の高台への移転、さらにはカプセルというのでしょうか、そういうものの整備、こういうものも必要だということもご助言をいただいたところでございます。しかしながら、これには大きな経費もかかる等々もございまして、先ほど申し上げました離島振興法の中での対応が可能だというような項目もあるわけでございます。そういう意味におきましては、それらが本当に活用できるのかどうか等々につきまして官民協働の委員会が今開催されておりますの

で、その中でさらに今のことを追加で検討するように指示をいたしたところでございます。

佐渡沖の資源開発ということでございます。これにつきましては、経済産業省の資源エネルギー庁が平成25年4月から6月にかけて佐渡の南西沖約30キロ、上越沖約50キロの海底で石油天然ガスを試掘をし、埋蔵量を調べる事業として行うものというふうに聞いております。本土側より佐渡市のほうが近い場所での試掘ということでございますので、会社のほうに私としましては佐渡市のいろいろなお手伝いができる、例えば宿泊の問題、物資の補給の問題、医療などの面で近いから協力ができるからどうぞ申し出てもらいたい、我々も一生懸命頑張りますということについて協力をしますということを強く働きかけてまいったところであります。会社側といたしましては、港湾の利便性などを勘案をして試掘調査の拠点を考えているということでございますが、今後とも粘り強く働きかけてまいりたいというふうに考えているところでございます。

湧き水調査の件でございます。この湧き水調査につきましては一般財団法人新潟県環境衛生研究所が公益事業の一環として平成23年度から3カ年の予定で実施をいたしているものでございます。利活用については、3点目標、目的があるわけでありまして。そのうちの一つの災害緊急時の対応、生活用水としての活用ということも入っているわけでありまして。いわゆる洗濯等については可能であるわけでありまして、飲料水としては水質検査とか許可等が必要となるわけでございますので、なかなかこれを緊急時に活用するというわけにはいかない状況にある。しかしながら、この湧き水があるということによってガイドブックを作成するなり、観光マップあるいはトレッキングマップ等の中に掲載をすることによって、特にジオパーク、ジアスとの関連で観光資源としてお客様に喜んでいただける、そういうことを考えておりまして、調査事業が来年いっぱい終わるわけでございますので、それに対応して積極的に活用してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

いじめの現状等についてのお問い合わせもあったわけでございます。これにつきましては、教育委員会から説明を申し上げます。

船員の政策減税ということでございます。外国航路等に乗込みまして長期、6カ月以上であります、にわたりまして住所地を離れる船員に対する住民税の政策減税につきましては、本年6月に全日本海員組合新潟県支部から直接私に要請がございましていろいろとご説明を受けたわけでありまして、その実情はわかったわけございまして、我が佐渡におきましては外航で2名程度の方が該当するのではないかとということについても調べをさせていただいたわけでありまして。特にこの要請につきましては、新潟市と村上市にもお伺いしたというふうに聞いておりまして、この新潟、村上と連携をとりながら、その是非について検討いたしているところであります。現段階におきましては、いわゆる住民税の課税原則、これはお聞きしますと期間での減免というのはなくて、いわゆる税金を納める能力があるのかどうかという減免というものはある、期間というものはないということも調べております。ただ、もう一つは国におきまして各省庁間での動きもあるということも聞いておりますので、今後総務省の動きを見きわめていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、TPPに対する私の考えであります、結論から申し上げますと反対でございます。絶対にこれは許してはならないというふうに考えております。その理由につきましては、常々から申し上げているところであります。1点目は、食料安全保障という観点からこれはやってはならない。もう一つは、地

域経済の問題、特に百歩譲って農産物等々が入ってきた場合にはお金さえあれば買えるわけであります。しかし、集落を輸入することはできない。こういう観点からTPPにつきましては一貫して反対ということでございます。

金井のコミセンにつきましては、教育委員会のほうから説明をさせます。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

1つ目は、いじめの現状と対策ということでございます。議員の資料ナンバー9にもございますように、佐渡市の小中学校において、昨年度までの3年間はいじめの認知件数は減少しております。ことしの1学期は5件の報告を受けております。いじめの件数が減少したことに安心せず、今年度はいじめを見逃さない、いじめ見逃しゼロスクール運動を展開しております。いじめが発生した場合には、即対応することが大事だと思っております。市教育委員会といたしましては、この2学期に各学校にいじめ問題への取り組みチェックシートの提出を求め、アンケートや教育相談の確実な実施や、子供が主体のいじめ見逃しゼロスクールの実践、道徳の授業などの充実で指導していきたいと思っております。未然防止ということが一番大切だと考えておりますので、家庭とか地域とともに人間関係づくりの能力や自己有用感等の育成に取り組むよう指導していきます。

次に、金井のコミュニティセンターの件でございます。金井コミュニティセンターの耐震化に伴うアスベスト除去工事及び耐震化本体工事等については、防衛省所管の防衛施設周辺民生安定施設整備事業により、金井地区の防災拠点として大規模災害等の緊急時における周辺住民の避難場所となる安全な施設を提供するために、老朽化した施設設備の一部改修工事を含めた工事を行うものです。これらの工事に伴う金井コミュニティセンターの使用中止期間は平成24年4月1日から平成25年11月末までを予定しております。また、代替施設につきましては金井西部コミュニティセンター、これは金井の能楽堂です。金井東部コミュニティセンター、これは吉井ふれあいセンターです。または周辺地区の公民館施設等をご利用いただくよう市報さど1月号等で市民へのご案内をさせていただいているところです。市民の皆様にはご不便をおかけいたしますが、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 補足答弁を許します。

本間社会福祉課長。

○社会福祉課長（本間 優君） 人工透析患者に対する通院支援の件であります。現在佐渡市においては人工透析を必要とする方々などを対象に経済的負担の軽減を図るため、通院する医療機関までの距離によって助成の割合を定め、バス賃相当額の一部を助成しております。また、タクシーの利用に当たっては重度の障害を持つ方に対し経済的負担の軽減、社会参加の意欲の向上を図るために利用料金の一部を助成し、さまざまな外出活動を支援しております。人工透析患者の数につきましては、平成23年度で149人となっており、過去5年の推移は150人から160人台程度の間で横ばいとなっております。

生活保護受給者の現状についてであります。佐渡市の生活保護受給者につきましては年々増加の傾向

にあります。平成23年度の生活保護世帯は340世帯、465人の方が生活保護を受給しております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 補足答弁を許します。

田川税務課長。

○税務課長（田川和信君） 私のほうから、市税等未収金の推移ということでご説明させていただきたいと思います。

市税等で税務課が所管します21年度実績、22年度実績、23年度見込みになりますけれども、未収金の推移についてご説明したいと思います。一般会計、税の関係であります。税につきましては個人市民税、法人市民税がありますし、そのほかに固定資産税、軽自動車税、入湯税があります。それを一括したものです。平成21年度の収入未済額につきましては6億454万7,000円ということで、対前年比であります。1,709万4,000円の増ということになっております。それと、国民健康保険税でありますけれども、収入未済額が21年度ですが、2億7,364万6,000円ということで前年度対比で249万1,000円の減ということであり。それと、後期高齢者医療保険料であります。これが479万2,000円ということで対前年比で126万4,000円の増ということになっております。介護保険料につきましては1,567万円で、対前年比で279万5,000円ということです。21年度を合計しますと8億9,865万5,000円ということで、対前年合計しますと1,866万2,000円の増ということであり。平成22年度決算ですが、一般会計の前の部分ですが、収入未済額が6億6,420万2,000円ということで、先ほど申しました額と比較しますと5,965万5,000円の対前年増ということになっております。国民健康保険税の22年の収入未済額でありますけれども、2億9,519万5,000円ということで対前年比2,154万9,000円の増であります。後期高齢者医療保険料の22年の未済の分ですが、これにつきましては467万8,000円ということで対前年で11万4,000円の減ということであり。介護保険料につきましては、22年度の収入未済ですが、1,590万6,000円ということで23万6,000円の増ということであり。合計しますと22年度の収入未済が9億7,998万1,000円で8,132万6,000円の増ということであり。続きまして、平成23年度見込みとなりますが、税の関係で申しますと6億9,572万2,000円の収入未済ということで、対前年比較しますと3,152万円の増ということになっておりますし、国民健康保険税が3億1,228万3,000円、1,708万8,000円の増ということです。後期高齢者医療保険料の23年度収入未済ですが、458万7,000円で9万1,000円の減という状況であります。介護保険料が収入未済が1,905万7,000円、315万1,000円の増ということで合計しますと10億3,164万9,000円、対前年比で5,166万8,000円の増という状況であります。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 再質問をします。

近藤資料のナンバー1の上の写真ですが、下に書いておきましたように県民会議の総会・県民大会、7月14日のものです。文章も県民大会の大会決議を載せていただきました。役員改選がありまして、力不足ですが、会長は私が再選、副会長に県の婦人連盟理事長、外石栄子さん、連合新潟の会長、齋藤敏明さん、齋藤さんはことし北方領土へ派遣されます。理事、新潟県商工会議所連合会会頭、敦井榮一さん、新潟県

商工会連合会会長、岩村菖堂さん、新潟県漁業協同組合連合会代表理事会会長、當摩栄一さん、新潟県農業協同組合連合会連絡協議会会長、萬歳章さん、北方領土問題対策協会新潟県推進委員、八海昭夫さん、新潟県市長会会長、森民夫さん、新潟県町村会長、渡邊廣吉さん、新潟県知事政策局局長、杉山順爾さん、監事、日本青年会議所新潟ブロック協議会会長、下村栄さん、同じく新潟県信用漁業同組合連合会代表理事会会長、遠藤正さん、事務局長、新潟県青年団OB会参与、小竹和喜さん、事務局、新潟県知事政策局国際企画課、ほかの加盟団体、社団法人新潟県トラック協会、新潟県医師会、新潟県銀行協会、新潟県市議会議長会、新潟県経営者協会、新潟県農業会議、新潟県信用金庫協会、新潟県バス協会、新潟県建設業協会、新潟県歯科医師会、以上のような構成で北方領土返還運動をしています。市長も市長会の加盟団体のメンバーに入っていますが、改めまして北方領土返還に対する所見をいただきたい。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） その会議の構成メンバーの中に市長会として会長の森さんが入っているということでございます。そういう意味で市長会におきましてもこういう議題、話題が出てくるわけであります。本来日本のものであるわけでありますから、それが日本のものではないというのがおかしいのであって、基本的には、これ以上のことは申し上げられませんが、本来日本のものでありますという自覚でございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 1 ページ目の近藤和義の国家主権を守る活動ということでちょっと四、五枚写真を載せておきました。①がゼンセン同盟の講演、②が一色さんと面談を長い時間しました。3 番目が新潟日報の紙上座談会、4 番目が戦略的に日韓関係を考える議員連盟訪韓団というのが平成21年に結成されまして、私は同行したというか、参加をさせていただきました。韓国統一省で次官、局長、国会議員と3時間ぐらいの会談をしてまいりました。内容は拉致と竹島の問題でありました。5 番目がボブロア南クリル地区議長宅でホームビジットをして、議長と北方領土問題について対談しました。これは、私たちが言う北方領土は向こうはクリルアイランドでありまして、南クリル地区というのはまさに私たちの北方四島を所管する地区になっています。そこの議長なのです。議論を詰めていきますと私は誰にも負けない自信がありますから、通訳を通してですけれども、向こうはやっぱり理論的に負けるのです。そうすると、必ずモスクワ、クレムリンに聞いてくれと、それは俺の仕事ではない、俺がやったことではない、ヤルタ協定も必ず出ます。アメリカと約束したことを戦後守っただけだというふうな言い分で、まずは言い分になっていない。つまり彼らも学者の連中とか詳しい人たちは、自分が不法占拠しているというのをよく自覚しているのです。自覚をしているけれども、国策としてやっているものですから、すぐにクレムリンに聞いてもらわぬと俺は答弁できないというふうな形、感じです。今までも何回もロシアの担当者と会ってきましたが、大体そういう形です。市長はもちろん国境離島の首長ですし、全離島の副会長もされている。先ほどいい答弁をいただきましたが、佐渡は有人離島。有人離島が日本の国境をまさに守っているというふうな認識をいま一度聞かせていただきたい。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 日本という国は非常に小さな島国でございます。しかしながら、我々この有人離島等いろんな離島がそこにあることによってこの日本という島を大きくしているわけでありまして、しかも対国、国際的に見て一番重要な位置づけが離島にはある。したがって、離島振興法の今回の改正におきましてはそのことが明確にうたわれているわけでございますから、万人が認めて、そのことは我々もこれから自信を持って進めていかなければならないことだと思っております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○20番（近藤和義君） ナンバー2 ござんください。上の写真です。国の象徴である国旗に落書きをして火をつけて燃やしています。これは中国のデモ、頻繁に似たような映像がテレビに流れていますが、全く私は無礼千万だと思うのです。まず、こういうしわざは日本では全く考えられないし、どういう教育が中国でされているのか理解に苦しむところなのですが、市長、この写真だけ見てどのようにお感じになりますか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） このような今ここに示されるような写真というのは、いろんなテレビとか新聞とかでもしょっちゅう見れる光景でございます。私は、国旗というのは国を象徴するものであるし、それが自国のものであっても相手国のものであってもそれを傷つけるということは、これはもうあってはならないことでありますから、むしろ本当にどういう教育をしているのかなということ、誰が指示しているのかな、そういうことを本当に不思議に思っている状況であります。こんなことはあってはならないことであるというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 教育委員会から教科書を借りました。全部で19冊。今使っているもの、過去に使っているもの、全部目を通しました。やはり私が予想していたとおり、近代史、ページ数はほとんど少ない。300ページのうち70ページとか50ページです。しかも、領土問題に対してはほとんどの教科書が書かれていない。何の経緯も歴史もない。北方領土問題だけ少し3行、5行ありますが、竹島も尖閣もその文字さえ見つからない。そんな教育を小学校、中学校、高校でして、つまり彼らが大人になって今成人になって、私も含めて何もわからないで領土問題をテレビでやるのを見ているわけです。ですから、壇上で言ったように北方領土も尖閣も竹島もそんなもの欲しければくれてやればいいではないかという若い人が多くなっています。これは教育の責任です。教育長、大変失礼なのですが、私たち県民会議の中に3年前に教育者会議をつくりました。中学校の社会科の先生方が集まっていたいて、ほぼ私どもが教育しているのですが、全く知らない。その辺が教育の中からすっぱり抜けているのです。教育長は、ならば北方領土の侵略された経緯、竹島、尖閣諸島、その歴史を語ってみてください。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

私も教育には携わってきましたが、そのことが専門ではありませんので、詳しいところはちょっとわかりかねます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○20番（近藤和義君） そんなことで佐渡市の教育長が務まりますか。今世間でこれだけ毎日のようにマスクミに流れて、きょうも6隻ですよ。尖閣の領海を侵犯して日本へ来ているわけです。私担当ではなかったから何も知らない。あなたは、各社会科の先生方を含めて指導する立場ではないのですか。違いますか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

学校教育法の目標の一つにも伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこととすることがありますので、私も日本の国の領土、領海、領空、そういうものは小学生であっても中学生であっても当然正々堂々と教えるべきものであるというように思っておりますし、まして日本の歴史教育ということについては近藤議員おっしゃるとおりで現代史のほうがちっと薄墨になっているといえることは私も経験として感じております。けれども、日本の国民でありますので、やはり歴史教育というのは自国の歴史に自信と誇りを持って、そして未来をつくっていく、そういう子供をつくらなければいけないということを、私は強くそのことを感じておりますので、ご意見に対してはほとんどの部分が同感でございます。私自身は、今おっしゃられましたようにたくさんの知識はないのですが、この後中学校の先生方、そういう人たちに一番現代に近いところ、例えば第二次世界大戦から現代まで、これはきちっと教えてくださいということを言います。ただし、今回の学習指導要領の改訂から第一次世界大戦から現代までは、今までは中学1年、2年生で歴史、地理をやっていたのですが、歴史の部分については3年生の4、5、6月で40時間ほどを使ってやるように変わったということですので、多少時間的には改善されたかなというように思っております。今私がわかることは以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 我々県民会議から中学校、県内全部に配った新潟県版の北方領土の副読本も恐らくまだあると思いますし、授業で使ってほしいし、あれはかなりわかりやすく書いています。それから、教科書を見て改めて驚いたのですが、南京も慰安婦もうそを書いています。それに本当に行数が1行ぐらいです。それらもやはり正確に物を子供に教えていただきたいということを要望しておきます。

改正離島振興法ですが、市長が答弁くださったようにここに中ほど右側に書いておきましたが、主務大臣が追加されました。今まで3大臣が、今度5つの大臣が追加されて、離島に対してはほとんど全省庁を挙げて取り組むという体制ができ上がったと私は理解しています。このナンバー3の表のアンダーラインが実は新規事業なのです。新規の取り組みなのです。ここに記号がたくさんありますが、市長が答弁先ほどありました離島活性化交付金事業、これは各離島のほうから計画と希望を上げないと一円も予算がつかないということを聞いています。市長、今の段階で具体的にどのような要望を上げようと考えておられる

か、答弁をいただきたい。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 議員がおっしゃるとおり、こういうものをやりますよ、こういうものをやりますよという形でつくってあるのではなくて、それぞれ離島の特徴、特質というものを自分たちで考えてどこに差があるのか、これをこうしたら地域の活性化、離島の活性化になるということの提案をすると、これが本来の趣旨でございまして、先ほどお答えをいたしましたとおり、本当に私どもの責任が重くなったということは自覚をしていかなければならない。今現在検討し、提案をしつつあるわけでありましたが、その内容につきましては担当課長のほうから説明させますが、今やっている最中だということだけ申し上げます。

○議長（祝 優雄君） 補足答弁を許します。

地域振興課長。

○地域振興課長（計良孝晴君） お答えいたします。

離島活性化交付金の件でございしますが、今言われますように市のほうで提案等をしなければ認めていただけないということであります。国の動きといたしましては、まだ具体的には示されてはおりませんが、市といたしましてはソフト事業の関係で既決予算内でのもので次年度もできるものを拾い出しをするように準備を進めておりますし、また来年度に向かつての予算の中でのソフト事業というものを組み入れていきたいということで庁内で検討しているところでございます。例えば現在ありますような離島ガソリン等の支援とか、トキの野生の関係でのビオトープ、それから耕作放棄地の問題等に係るソフト事業について活性化交付金の中で使えるのではないかとということで、今現在球出しをしているところでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 離島活性化交付金の中で市長にもちょっとこの前一言触れさせてもらったのですが、今米の船運賃は半額補助されていると思います。今は幾らのが幾らに補助されているのですか、米は。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

全農経由、米の運賃は1俵当たり300円程度でございまして。補助金のほうは2年続けて補助事業として実施しましたが、本年については実施しておりません。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○20番（近藤和義君） ことは実施がされていないというのは初めて認識をしました。この事業の中で、私は恐らく米と魚の船運賃補助が出るのではなかろうかと思っておりますが、ぜひこれは取り組んでいただきたい。市長、どうですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） この離島活性化交付金につきましては、大原則としまして本土と離島との格差を埋めるというのが基本であります。そうでなければ本土の人たちも幾らでもできるわけですから、ということです。議員がおっしゃるように、流通というのは余計な運輸というのはあれですけども、海を渡らなければならぬわけでありますから、本土に比べて、その分が運賃がかかるということであります。この部分については主張していかなければならない。我々が努力をしてもだめな部分であります。ただ、それをやる段階で一つの問題があるのは、販売努力というものがどこに生かされているかということが言われるのです。ですから、その辺のところを実績を踏みながら組み立てていかなければならぬのですけれども、出発点としてはそれはやっぱり出していかなければならないことだと思っております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○20番（近藤和義君） つまり言われるとおり離島の大きなハンディでありますから、このハンディを埋めるための事業だと理解をしていますので、ぜひとことんやっていただきたいというふうに思っています。できなければ、以前のように魚と米、市単独でやっていただきたい。いかがですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） せっかく今回いい改正をさせていただいたわけでありますから、まずこれに全力で当たります。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 話したいことはたくさんあるのですが、メガソーラーの農地法等の除外も該当するかどうか、後でまた質問しますが、千年津波に対応できるかどうか。とにかく政権はどうなるかわかりませんが、10年の時限立法ですから、これ自体が変わっていくということはある得ないということでありますので、利用をできるだけ佐渡市はしていくという姿勢でお願いをしたいというふうに思っています。

市税の未収金です。るる課長からお答えをいただきましたが、昨年12月定例会で私が強く指摘をしました、田川課長に。一部の、例えば10社ぐらいの大口滞納者で約半分ぐらい占めていました。12月段階で44.5%だったのですが、現在それはどうなっていますか。総額でふえているのも腹が立ちますが、その部分の改善はされましたか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

税務課長。

○税務課長（田川和信君） お答えいたします。

12月定例会のときに今議員がおっしゃったように44.5%という状況であったのですが、昨年22年と23年の決算を見ますと大口の部分で約4,000万円ほど増額になっております。ただ、21年、22年のときの比較ですと5,000万円ぐらいになっておりまして1,000万ぐらい減っておるのですが、占める割合はほとんど変わらない状況であります。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 12月定例会の議事録を手元に持ってきましたが、私が私なら辞表を書くと言いました。何も仕事していないから。あなたは、私のどうやって処理するのだと、麻薬患者に麻薬打っているようなことをしてはだめではないかという質問に対して「大口長期の滞納者の関係ですけれども、納税誓約不履行者にはさらなる財産調査を行って、搜索による差し押さえ等の内容によりまして徴収強化を図っていきたい」、そういつて答弁しているのです。やりましたか、これ。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

税務課長。

○税務課長（田川和信君） お答えいたします。

現在まで搜索については未実施であります。滞納者に滞納整理方針を伝えて、当然前からやっているのですが、その中で納税折衝を進めてきております。その整理方針の中には差し押さえ等々、搜索等も入っておりますし、今折衝状況にある程度改善というか、膠着状態みたいな感じもありますけれども、折衝状況により適時に搜索も、現在までやっておりませんけれども、そういうことも当然含めて滞納の圧縮に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○20番（近藤和義君） だから、だめというのだ。全然だめですよ、あなた。本会議で約束したことも何もしていない。たった55億しか税収がないのに7億も未収金で持っていてどうしますか。平成26年から段階的に交付税下がっていくのです。こんなに未収金滞納していて、あなた何を考えているの。年々ふえているではないか。もう一回答弁。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

税務課長。

○税務課長（田川和信君） お答えいたします。

今納税折衝を先ほど言いましたように方針も含めてやっております。それで、明確な納税誓約等がなければ、この後搜索等も含めて頑張っていきたいと思っています。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 市長は職員の中にやれる人材がいるのだから、ちゃんと人事しっかりしてください。どうですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 12月議会でそういうお約束をしたというのをまだやっていないという、今私も聞いたところでありましてけれども、彼自身は税のほうの課長として一生懸命やっているわけでありまして、これからハッパをかけて成果が出るようにやらせます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 私が一番腹が立つのは、圧倒的多数の小口の滞納者、そういう市民には極めて厳し

いです。大口の滞納者には一円も取らなくても、言葉が悪くて言いにくいのですが、コーヒー飲みに行っ
て終わっているではないですか。そんな取り立て、税金の取り方はだめなのです。そういませんか。個
人はすぐ通帳まで差し押さえするではないですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

税務課長。

○税務課長（田川和信君） 今ほどの個人の関係ですけれども、現年分を滞繰にしない取り組みの中で差し
押さえも背景にやっております。確かに厳しいといえば厳しいかもしれませんが、大口滞納者につい
ても納税折衝を厳しくやっておりますので、この後実施していきたいと考えております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 一般の小さい市民にはすぐ差し押さえをして、大口滞納者は一回も差し押さえしな
い。そんなことあっていいのですか。弱い者をいじめて、強い者はほったらかしではないですか。そんな
税の徴収でいいと市長は思う。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 確かに不公平ということでありますので、それのないようにこれは指示をしてやら
せてまいりたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○20番（近藤和義君） ナンバー5に移ります。農業用水を利用した小水力発電を佐渡市へ導入すべき、タ
イトルを書いておきました。下半分は農林水産課からいただいたこの7月の農林水産省資料です。レクチ
ャーを受けているらしいので、説明をいただきたい。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

下半分というと、国が今度新たに出した小水力発電の推進のことでございます。ここにあれなのですけ
れども、昨年の23年の10月24日に国から通知が出ております。その通知の中で本来小水力発電のためだけ
に農業生産施設で使われたものが、今度この通知の中でかんがい排水事業全体に使ってもいいよという通
知が出ております。これは、土地改良区の運営維持費等に販売した電気を使ってもいいよというのが1つ
出ております。それをもちまして、今国のほうは国営事業で進んでおるダム、これにつきまして小水力発
電ができるかどうか、その可能性を本年我々外山ダム、小倉ダムを含めて調査に入っているということで
ございます。この調査が出た後になります。例えばこの議員の資料に書いてあるように市町村、土地改
良区等で小水力発電等の事業を実施していくことが可能になるというふうに考えています。その中でこの
2つを行うための補助金でございます。地域自主戦略交付金、これにつきましては今県のほうに入ってお
りまして、県営かんがい排水事業等の資金として佐渡のほうで今取り組まれておるものでございます。そ
の中の一環として、今までですと発電施設単独では整備できませんでした。この2つの事業につきまして

は、発電施設単独で整備ができるというものでございます。1つ目の地域自主戦略交付金につきましては、地域用水環境整備事業ということで、今申し上げたように国が2分の1ということで、あと県の負担のほうは今はっきりまだしておりません。これを踏まえて発電施設ができます。その2つ目は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、これにつきましてはかなり幅が広い交付金でございまして、地域が活性化計画をつくって国に申請した場合、国から直にその地域におりてくるという交付金でございます。その中の自然資源活用施設ということで、これは小水力だけではございません。ソーラーパネル等も含めて事業としてできるものでございます。これにつきましては、国の55%補助ということになっていると聞いております。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○20番（近藤和義君） つまり大きく見直しをされた部分、これは小水力発電をした金は土地改良区の管理する施設全体の維持管理にかけられ安くできるということです。つまり1反歩当たり試算ですと500円、1,000円フルに稼働した場合、全農民がそれを享受できるということらしいです。したがって佐渡市は、これは国と県が直轄でやる仕事だと思うのですが、佐渡市もできるだけの支援体制をしいてこれを進めていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） このダム関連につきましては、今国が調査をいたしております。したがって、調査が終了する段階で佐渡市としてもこれに取り組むように農水水産課のほうには指示をしてあります。そのための佐渡市の助成というものは、今はまだ国がどのくらい、県がどのくらいというのが明確になっておりませんので、その辺のものを見きわめた段階で、出てきた段階で佐渡市の対応を考える。いずれにしても、これについては取り組んでいかなければならない。太陽光と違いまして、水力の場合というのは年間を通して安定しているということが一番の利点だと思っておりますので、取り組んでまいりたいと思っています。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○20番（近藤和義君） ナンバー6の千年津波であります。日本の津波堆積物の調査の第一人者、前北海道大学名誉教授と書いてありましたが、私のミスで現北大の名誉教授、内閣府の専門委員をされている平川先生、2回ほど佐渡へ調査に入っていますが、8月10日は私もお手伝いをさせていただきました。先生によると、日本海側は1,000年に1回ずつ地震、つまり巨大地震が来ている。なぜわかるかというと、地層を見るとこんなところ上がるはずがない石の層が1,000年に1回ずつきれいに並んでいる。佐渡の場合は5枚あるそうです。それが前回は800年後半で、ことしで1,100年目になる。これは先生の1,000年説は学会でも発表されて実証されています。ついては、今大津波が来ても佐渡はおかしくない状況にあるという報告をいただきました。ここに書いている小菅先生、来られていますが、加茂歌代の山の中に三艘船津波伝説というのがあるのだそうで、地名にもなっているそうです。海拔三十何メートルまで漁船が打ち上

げられて、山のてっぺんに着いた。その地名が三艘船になっているそうであって、これも前回の千年津波だろうという小菅先生のお話も報告にありました。この津波が来ると、平川先生のお話ですと両津地区、特に夷、湊地区は壊滅するだろうということを何回も聞かされました。

私は、やはり近々に来る、近々といっても1,000年単位ですから、それは50年か100年かわかりませんが、その対応策は考えておくべきというふうに思っています。それで、市長にきのうちちょっと小菅先生の前案をお渡ししたのですが、私は笑い話みたいな話だなと思っていましたが、きのう調べていただいたらこれがばか売れしている。この中に入ると下におもりがついていて、どんな津波が来ても中にいる人が助かる、絶対壊れないというのだそうで、自治体でも……漫画みたいだと思ったけれども、実際に売れている。売れている相手は行政。神奈川県の実鶴町、既に配備しています。これが実鶴町長、自分で出て乗るというか、漂流してきたそうです。北海道の利尻町、高知市などがそれぞれ購入したり、購入の計画を立てているというふうなことがインターネットで出てきました。これは一つの案です。

それと、国土交通省四国運輸局が30人から50人乗りの海上試験艇、要するにこれのかい船、しかも全部ふさがっていて、どんなに津波が来てビルにぶつかっても絶対壊れないし大丈夫なそれ専用の津波対応型救命艇ということで、運輸局が今4,500万かけて開発をしている最中です。まずは私の案もありますが、これ市長どう思いますか。絶対に助かるのだそうです。4時間から7時間ふわふわしていれば津波がなくなって、それでヘリコプターから見てもらって救助をされるという話らしいです。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） その正式な名前はわかりませんが、その真ん丸いのは実はもうテレビでも放送されておりまして、私も何度か見させていただきました。くるくる、くるくるひっくり返っても絶対に中へ入っている人は大丈夫だと、こういうことでございます。ただ、それは経産省ですか、国交省ですか、今やっている大型のものは今試験中といいますか、試作中なのです、はっきり言って。それは今販売がされたということも聞いておりますが、乗る数が多分1人か2人だと……4人でしたか。とにかく数が少ないわけでありまして、そういう意味でこれも非常にいいものだと思います。私も乗ったことがないものですから、実際実感はわかりませんが、テレビ等を見る限りにおいてはこれはまた一ついいものだなという感じはいたしております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 何かインターネットの文書を見ると一家に1台庭先に置くように、28万8,000円からありますと書いてありました。安い。避難のビルをつくったり、高台をつくるよりうんと安い。そうすることで、行政が避難場所をつくる5分の1の値段で配備ができる。ですから、二、三の自治体に対応しているということがあります。考えてみてください。私は、先ほど言いました千年津波が来た場合、夷、夷2,500人全滅すると言われていますが、つまり山へ駆け上がるといったって5分では駆け上がれない。高齢者も多い。まずは最初にビルがたくさんありますから、両津市内には、そこへ避難ビルの指定をして、ここの集落の方、この地域の方はこっちへ避難してくださいというふうな訓練、指示が必要。それと、山に近い人は高台に上がる。これ先ほどの話に戻りますが、離島振興法の一番下の自然環境保全整備と17条

の2と17条の4あたりで高台への避難施設設置と資機材の備蓄というのがあります。つまりまさにこれが該当すると思いますので、高台への避難、集会場の建設とそれに伴う資機材の備蓄、もし振興法でできるならば、佐渡市の持ち出し、一般財源がほとんど要らないとすれば今計画すべきと思いますが、いかがですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 特に両津のあの付近は、津波が来たら大変なことになるということは、これはわかることであります。ただ、今おっしゃいました今回の離島……いわゆる改正法の中で示されているものの中で高台というものがございます。それが本当に高台で何かを建てるのが可能であるのか、あるいは住民の人たちが例えば金北山の中腹まで行って整地をしてそこにうちを建てることに対する施策ができるのか、あるいはソフトであるのか、セミソフトであるのか等々についてはまだはっきりしておりません。したがって、私はそれぞれの部署の担当の方々とこういうところでどうだ、こういうことでどうだということ、つまり国の担当者の人たちとの打ち合わせを早急にやらなければならぬと思っているのです。それは紙に書いたものではそういうことは項目としてありますけれども、具体的な中身について具体的にこうする、こうするというものはどこにも載っていない。これは役人が決めることでありますから、そういう意味でそれをやらなければならぬと、早急にやりたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○20番（近藤和義君） もう一点。ご案内のように、1万人以上の有人離島で2,000メートル空港がないのは佐渡市だけであります。津波がいつ来るかわからないけれども、それに即対応するにはヘリポートだと思うのです。今50人乗りぐらいのヘリがありますから、それが発着できる場所は佐渡にない。したがって、今の890メートルの空港の隣接したあたりにまずはヘリポートを建設すべきと思いますが。いつも同僚議員も言われていますし、市長も言っている他国から何が飛んでくるかわからぬ、その対応のためにも、それから災害の対応のためにも、例えばヘリが50人、100人乗れる、戦車積むことができるやつ、何といいましたっけ、何とかという機種があるのだそうで、それが離発着できるヘリポートが必要ではないですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私ども、まず一つは2,000メートル化の空港ということで今一生懸命地権者交渉をやっているわけでありまして、その段階では以前にも申し上げましたけれども、人を運ぶ、あるいは物を運ぶ、あるいは観光客を運ぶということだけではなくて、防衛上非常に佐渡の場合は重要であるので、それをひとつ加味して早急にやっていくということが1つ。もう一つは、それとあわせて今のようなことについて県のほうに要望をずっと今しているところでございます。そういう形で進んでいることは事実でございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 要望しているのですか。初めて聞きましたが。どんな感じですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今私どもはそのペーパーを渡して、佐渡の実態はこういう状況だから、これでひとつ頑張ってくれということを要望しておりまして、それはいつものとおり要望でありますので、すぐやりますとかできませんとかという答えは返ってきておりませんが、粘り強く進めてまいりたいと思っています。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 農林水産課長、離島振興にかかわることをもう一点伺いますが、エネルギー対策推進、17条の3というのが新規にあります。今羽茂の方で、1町6反をかけて3億円を用意してメガソーラーやりたいという人がいます。いろんな障害があってなかなか難しい状況がありますが、その経過を説明してください。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

今議員ご質問の羽茂の1.6ヘクタール、中山間協定農用地、今水田として活用している農地にソーラーパネルを設置していきたいという要望が出ているという案件でございます。それにつきましては関係機関とも協議しておりますが、まず1つ目として基本的に農振地域の除外、ここの要項が13条第2項というものがございまして、これはかわりの農用地、かわりの場所があるのではないですかと、優良農用地を転用する、その場所ではなくて開発行為自体をかわりにしたほうがいいのではないですかという農振法がございまして。これがクリアできないと農振法の除外ができないということになりますので、まず1点このお考えについては別の場所でできるのではないですかという考えがございまして、農振の除外が難しいということで今話をしておるところでございます。もう一点、もちろん水田で中山間集落営農、中山間交付金事業にも入っておりまして、集落協定を結んでいるところでもございます。この場合のこともお問い合わせがありましたが、これにつきましてはもちろん5年間協定で農地を守るとというのが大原則にはなります。ただし、万が一開発行為等を行う場合は、協定をやめるということになるのであれば集落協定全員の印鑑、同意をもって進めるということで話をしております。私どもとしては、この2点のほうで今話をしておるところでございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○20番（近藤和義君） がんじがらめに、今言われたように集落協定はひっかかるわ、農振はひっかかるわ、農地の転用もひっかかるということでできない状態です。これを離島においてはできるようにするのが離島振興法と私思っ、しかも追加条項、新規条項の中にあると思うので、もう一回よく調べてみてください。

ナンバー7、佐渡沖の資源開発です。私は、これは千載一遇のチャンスがやってきたなと思いました。佐渡に金が出るぐらいの佐渡のメリットを生かすことができれば大きいのかなというふうに考えていま

す。県議会でもお二人の議員がこの質問をしまして、県の産業振興課長の答弁は「エネルギー関連施設の建設などにおいて地元が中心となって波及効果が得られるように努めてまいりたい。佐渡の役割については、進捗状況について情報収集に努めてまいります」というふうに答えをしている。市長、もう一回これについて本当に港湾と空港のインフラ、さっき言ったようにヘリポートも必要かも知れませんが、それもこんな日本最大の油田が発見されて出るということになれば国費も使える可能性を残していますので、もう一度答弁ください。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） この開発、試掘事業につきましては本当に大きなプロジェクトだというふうに考えております。何とか佐渡市もこれにあずかっていくということが必要だと思ひまして、再三私のほうから、市のほうからも、J X日鉱日石開発株式会社というところでございますが、そこに対して佐渡市もできるところがいっぱいあるのだからひとつ入れてくれよということで話をしております。特に宿泊、物資の補給、医療などの面で近いわけでありまして、30キロでございます。相手は50キロでございますので、そういう意味では近いところが一番いいわけでありまして、佐渡は使えますよと、ぜひ佐渡と一緒にしてくださいということは再三申し上げているわけでありまして、さらに今後もこれについては申し入れていきたいと、こう思っています。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 何かずっといい答弁ですが、大丈夫ですか。何かいい答弁ばかり続いています、本当にやってください。お願いします。

ナンバー8の湧水ですが、これはずっと私2年前から追跡をしている案件です。初めて新聞にこんなに大きく載りました。平成16年の中越地震が2カ月断水しまして、平成19年、中越沖の地震は1カ月、東日本の3.11はそれ以上の断水が続いた地域が多かったのですが、一番貴重だと言われたのが湧水だったので。どこの地域でも。ですから、これは災害対策にはどうしても必要である、また今後継続して調査が進みますが、市長の答弁のように観光にも生かしたいし、それから災害対応にも生かしたい、まさにそのとおりであります。一番最後の記事、この写真は私の近所なので、行列のできる清水です。ぜひ皆さんおいでください。記事の最後ですが、観光協会の荒さんが「佐渡は環境の島であり、湧き水を観光面で生かす可能性を探っていきたい」と書いてありますが、観光商工課長どのように考えていますか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

この事業は23年度から25年度ということで、まだ調査継続中だということでありまして。柏崎のほうでは、この調査が終了した後にガイドマップ、ガイドブックを作って市民に周知するとともにアクセスなんかも検討しておるというふうに聞いています。それから、観光面でいいですよと飲用できるかどうかという部分もございまして、これは十分な検討が必要だと思ひますし、県内には8カ所の名水百選、環境省が指定している地域もございまして、そういうものを調査が進む中で検討できればと思っております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○20番（近藤和義君） いじめにいきます。時間が6分です。私は教育長の答弁気に入らない。減っているから云々というくだりを答弁されていましたが、教育長たるものがこんなことを知らないのかなと思っていますが、24年は5件しかないとさっき答弁されました。今いじめは2学期から始まるという本がベストセラーになっているのを知りませんか。1学期は起こらないのです。2学期からふえるのです。それを知らないでああいう答弁されているのですか。したがって、24年の1学期5人しかいないのでかなり前進して減少しているなんていう答弁はだめです。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

今議員のおっしゃった本は私読んでおりませんが、今までの経験からいきましていじめも不登校も夏休み後の2学期に起こるということに……起こるといふか、2学期が数的に多くなっております。それで、8月の中学校長会のときにも、毎回出席したときには幾つか校長先生たちに指導するのですが、その中の1点で中学校は1学期ゼロであったわけですが、その数値はその数値で私は厳正に受けとめる。しかし、見逃しているとかわからない部分もありますので、校長先生方なお一層アンテナを高く張って、生徒一人一人を見詰めていただきたいというように指導をしました。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 一般的に言われているのは、いじめは発覚しにくい、認知がされにくいというのはテレビでも頻繁に言っています。したがって、この認知件数は恐らく氷山の一角だろうと思うのです。減っているとかふえているとかいう問題ではなくて、これの倍あるか、3倍あるかわからないわけです。私は驚いたのです。この佐渡島の中に21年が15件、22年が19件、23年が12件、認知されている件数です。こんなにたくさんあるのかなと思って、教育委員会がなかなか資料を出したがないのを無理やり資料要求しましたが、私は驚きました。市長と教育長の感覚はどうですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

文部科学省のいじめの定義というものが、今きちっと覚えていないのですが、平成18年度でしょうか、それを境にいじめの定義が変わりまして、18年以降は本人のほうがいじめられていると言った場合にはいじめの件数に入れるというような、そういうところで学校はそれをいじめの件数に入れるということによって数になっているのかなというように思います。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） お答えいたします。

この件数と、私はこの区分というところが問題でありまして、仲間外れとか集団により無視されるとか冷やかしからかいかとか嫌なことを言われるということは、私は小学校、中学校のころはこれはいじめではなかったわけです。だから、こういう項目というものが選び方によってこれが違ってくる数字だと思っておりますので、この数字について余り私はこれをもってどうしなければならないというものではないと思っております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○20番（近藤和義君） それ認識違います。今陰湿な、何かパソコンか携帯か、そういうので参ってしまって自殺をする件数が全国で200人とされています。昔と違うのです。今市長が言われたこの中にひどくぶつけられたり、たたかれたり蹴られたりする、金品をたかられる、金品を隠されたり盗まれたり壊されたり捨てられたりする、これはまさに犯罪そのもの。これは警察を入れなければいけないというふうに思いますが、今まで入れたことはありますか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 学校と警察の連携というようなこともございまして、本当に困ったことがあれば警察……

〔「今まで入れたことがありますかという質問」と呼ぶ者あり〕

○教育長（小林祐玄君） 警察をですか。

〔「いじめに対して」と呼ぶ者あり〕

○教育長（小林祐玄君） いじめに対してはないと記憶しています。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○20番（近藤和義君） この前佐和田中学校で警察介入したのは、あれは何だったのですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをします。

あれは、器物破損ということで警察に調べてもらいました。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○20番（近藤和義君） ちょっと私の聞いた話と違いますが、新潟日報の1週間前の記事を載せておきました。今後県教委は、いじめ対策として出席停止を積極的に適用するよという方針を示しました。私もそう思うのです。いじめられた子供は無理して学校へやらぬでもずっと休めばいいし、転校すればいいと、いじめた子供は高校でいう停学、それが私はいいと思うのですが、積極的に利用せよという県教委の方針ですから、教育長はどのように受け取っていますか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

教育が持つ寛容さとか愛情とかという作用、それがますます通じにくくなってきているのかなと、そのように思います。大変残念なことです。出席停止というその制度は学校教育法に基づきまして、いじめ等の問題行動が学校の中で発生した場合、学校側が最大限の努力をしましても児童生徒の性行不良をどうしても立ち戻すことができないとか、他の生徒の教育の妨げになる、そういうような場合、市町村の教育委員会はその保護者に対して出席停止を命ずることができます。これは、ただし本人に対する懲戒とかということとはちょっと違うように思っております。ただ、学校が最大限の努力をしても、やはり他の児童生徒の妨げになっているのか、出席停止にして家庭へ戻した場合、保護者がきちっとその子供の面倒を見てくれるのかとか、それから学校のほうは義務教育ですので、家庭へ出向いていってその子供の教育をするというような幾つかの課題がありますが、法的にはこの制度は適用可能です。ただし、これはこの後そういうことをやるということになりますれば教育委員会規則等の整備もしなければなりませんので、やれませんが慎重に対処していきたいと思っております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 違うと思います。いじめている子供たちは、全国アンケートによると楽しんでやっているのです。それで殺してしまうのです。いじめている子供たちに反省をさせねばならぬのです。悪いことをやっていたのだなという心に訴えなければいけない。でも、それがどうしても先生方、家庭でできなければ厳しくもう出席停止です。そこまで1カ月、2カ月置いてやって出席をさせないようにして本人の反省を促す。当然ではないですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 答弁をいたします。

先ほども言いましたように、制度の適用は可能です。ただし、幾つか課題もありますので、そういうことも含めてこの後慎重に考えていきたい。本当に困ることがあれば、その制度を適用しなければいけない、そのように思っております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 原発ですが、政府は2030年までに原発ゼロにする方針を発表しました。私はきょう見ました。高野前市長は、同じ答弁で将来の原発廃止に向けてベストミックスが必要、原発即時廃止は日本の産業低下、低迷、空洞化を招くので反対、本会議で二、三回同じことを言っていました。県議会の県の原子力安全対策課というのがあるのだそうで、そこの答弁書を知事が答弁したと思うのですが、供給力を確保しながら順次原子力発電所を廃炉にし、再生可能エネルギーに転換するという県の姿勢です。市長は先ほど私は全く反対だと、即時全面停止と言いましたが、もう一回。3.11の原因究明が先で、それがで

きなければ即時全面停止言いましたね。違いましたか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 正確に申し上げます。私は原発は反対であります。ただし、原発すぐやめて、それで可能なのか、つまり代替エネルギーというものの整備をした、それとあわせて廃止をしていかなければならないと、つまりエネルギーがなければこれはどうしようもない。それから、もう一つは原発再開の話です。それは、今の原因究明が明確になされておらず、それを国民に知らせていない段階で再開をするということはまかりならないと、この二つであります。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 私は、個人的には安全性を確保してベストミックスで、何年か後に自然エネルギーに切りかえていくという方向だろうと思っています。

さて、TPPですが、これは市長の専門です。私はこう思うのです。今EUの各国は農業所得の補償が8割超えています。日本は今3割なのです。そこを先に手当てをしないと、市長が言うとおりのTPPは農業を食って潰してしまう。市長は所得補償が先だとは思いませんか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私はTPPは反対です。その反対の理由は、食料安保のものと、もう一つは地域の集落の問題だということを申し上げた。食料安保の問題というのは何だと思うかといいますと、1つはお金がないと買えない場合にどうするか。発展途上国です。ところが、残念ながら、残念ながらいいことで、日本はお金がある。買おうと思えば買えます。しかし、いろんな事情、気象災害、いろんなことによってお金があっても買えないというのが2つなのです。これが2点目です。3つ目は、今議員がおっしゃったように国内の農業を守るという、それが所得補償という部分である一番大きな要因だと思いますが、そういう対策ができていない。それをつくった上でやるのならやればいい。この3つを食料安保というふうにいっております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 生活保護の受給者です。市職員の親族はおりますか。それと、旧金井町ではベンツに乗った受給者がいましたが、そういう方はいませんか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（本間 優君） お答えいたします。

市職員の親族の生活保護受給者は3世帯9人と現在なっております。

先ほどのベンツの件ですが、虚偽の申請、その他不正な手段により保護を受けた場合は、要した保護の全部または一部を徴収することができますとなっております。現在いないと思っております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 市職員親族はどんなケースですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（本間 優君） お答えいたします。

個々の事例は申し上げられませんが、職員が親族とは別に生計を立てている中でさまざまな個別の家庭事情等により、家族に対し経済的な支援をすることが現状ではなかなか困難であるということでもあります。こうした事情については、やむを得ないものと理解しているところです。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○20番（近藤和義君） ありがとうございました。

終わります。

○議長（祝 優雄君） 以上で、近藤和義君の一般質問は終わりました。

日程第2 議案第130号

○議長（祝 優雄君） 日程第2、議案第130号を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） お願い申し上げます。議案第130号 佐渡市長の給与の減額に関する条例の制定について。

本案は、本年4月の佐渡トキマラソン大会の運営において適切な対応を図れず、大会参加者へ多大な影響を与える事態となったことから、自ら戒めるため本年10月分の佐渡市長の給与月額を佐渡市特別職の職員の給与に関する条例に規定する額から10分の1に当たる額を減じて得た額とする条例を制定するものがあります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） これより質疑に入ります。

議案第130号 佐渡市長の給与の減額に関する条例の制定についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 質問をします。

今市長は条例2条というふうに言ったと思いますが、これは2条と言ったのはそれは間違いだと思うのですが、そのことを聞こうとは思いません。そこで、今回の市長の給与の一部減額、これについては何を根拠にやりましたか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

総務課長。

○総務課長（山田富巳夫君） 市長の場合、根拠法令はございません。この条例をもって処分をいたします。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） なめたこと言うのではない。余りにもひどいではないか。そうではないだろう。ちゃんとあるのだ、決まりは。佐渡市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例というものを参考にしたのではないですか。あえて大きい声を出すわけではないけれども、私も40年やっている市会議員です。質問するからには一定の根拠を持って質問しているのです。そうだとすれば何もこんな大声を出さないことはないのだ。改めて聞きます。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

山田総務課長。

○総務課長（山田富巳夫君） 処分の量定につきましては、議員言われた条例を参考といいますか、準じて量定を決めております。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 今総務課長答えましたから、それ以上のことは申しませんが、市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例があるわけです。これの第3条、このところに減給はと書いてある。それは1日以上、6カ月以下の期間、給与の月額10分の1以下と、これに相当する額を給与から減ずるものとするという、これを参考にしながら準用してきたものだろうと思うのです。私がきょう質問しようとしておるのは、市長の給与減額ということよりも私が聞きたいのは、市長はこのトキマラソンの大会長という重要な要職にあったから、自ら減額したと。私も6月議会において全員協議会においてあなたはどうかと、こういう質問をした手前、あなたの名誉のためにきちっとしておいてやらねばならぬと思って今質問しているのです。そこでお聞きをしたい。これはスポーツ振興財団というのが実際の運営上の作業というものをやっておるわけです。加賀市政報告337号にもそのことを明らかにしておきましたけれども、処分というものの厳格さ、厳しさということからすれば、このスポーツ振興財団のほうから市長のところにきちっとおわびの文書が届いておらなければならぬと思うのです。届いておらなければならぬはずなのです。それは、議会に示すということは当然だと思う。あなたが自らを処分するわけですから、大会長として、そのぐらいの作業があつてしかるべき。その点はどうですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） お答えします。

自らの処分につきましては、今申し上げましたように、トキマラソンはスポーツ振興財団が実施をするといえども、私が大会長でありますので、当然のことながらということでございます。なお、スポーツ振興財団の専務のほうからは、事件が起きて直ちに私に対して私の部屋に来まして陳謝をしたということを私は受けております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○市長（甲斐元也君） 文書ではございませんで、本人と、それから担当が来て謝ったと、こういうことでございます。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第130号についての質疑を終結します。

ただいま議題になっております議案第130号は、お手元に配付してあります議案追加付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（祝 優雄君） 本日の日程は全部終了しました。

最終日、25日火曜日は午後2時から開会します。

本日はこれにて散会します。

午後 0時01分 散会